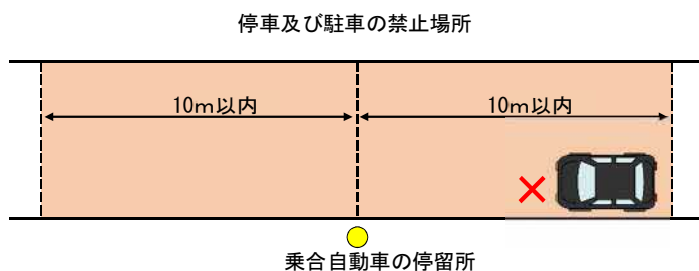


道路交通法の一部改正に係る停留所の届出等について

道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号）により、停車及び駐車禁止場所の規制の除外対象に係る規定が定められました。

これまで、乗合自動車の停留所においては、標示柱または標示板から 10 メートル以内は停車及び駐車が禁止されていたところ、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するために有用な、一般旅客自動車運送事業用自動車または自家用有償旅客運送用自動車については、次の場合において、乗合自動車の停留所における駐停車禁止の規制から除外され、乗客の乗降や運行時間の調整のため駐停車することができることとなりました。（添付資料：資料 3-1）

- ・ 関係者（地域公共交通会議等）が合意した場合
- ・ 関係者が合意した旨を県公安委員会が公示した場合



道路交通法第 44 条により、乗合自動車の停留所の標示柱（標示板）から 10 メートル以内の部分には停車及び駐車が禁止されていますが、関係者が合意し、その旨を県公安委員会が公示した場合、自家用有償旅客運送用自動車や、地域住民の生活に必要な旅客を確保するための乗合タクシーなども駐停車ができるようになりました。

自家用有償旅客運送で運行する須恵町営バスの停留所において、西日本鉄道株式会社が運行する路線バスの停留所と兼用したいことから、志免町・須恵町地域公共交通会議で路線バスの停留所に須恵町営バスが駐停車することへの合意を得て、福岡県公安委員会への届出を行います。（添付資料：資料 3-2，資料 3-3）

乗合自動車の停留所に須恵町営バスが駐停車することについて、地域公共交通会議にて合意

福岡県公安委員会に届出

福岡県公安委員会において公示

【添付資料の説明】

資料 3-1	道路交通法(抜粋)	改正後の道路交通法の該当条文です。
資料 3-2	バス停留所一覧表 (一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所)	須恵町営バスが駐停車する乗合自動車の停留所の一覧です。
資料 3-3	志免町・須恵町内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書(案)	県公安委員会への届出に添付して提出する関係者間の合意書(案)です。 地域公共交通会議で合意を得て、提出します。 ※押印は省略して提出します。

道路交通法（抜粋）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

（罰則 第一項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。
- 二 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。）又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車（同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

（昭三九法九一・昭四六法九八・昭五三法五三・平二法七三・平一六法九〇・平一九法九〇・令二法四二・一部改正）

バス停留所一覧表

西日本鉄道株式会社が運行、管理する次のバス停留所となる。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所			
通番	停留所名称	所在地	上下線別等
1	新生	糟屋郡須恵町大字旅石 115-485 地先	福岡空港方面
2	新生	糟屋郡須恵町大字旅石 68-258 地先	佐谷方面
3	東志免	糟屋郡志免町志免東 1 丁目 207-1 地先	福岡空港方面
4	東志免	糟屋郡志免町志免東 3 丁目 205-3 地先	佐谷方面
5	上須恵口	糟屋郡須恵町大字上須恵 816-4	天神方面 福岡空港国内線南方面
6	四王田団地	糟屋郡須恵町大字植木 477-37 地先	福岡空港国内線南方面
7	四王田団地	糟屋郡須恵町大字植木 477-33 地先	宇美営業所方面
8	旅石八幡前	糟屋郡須恵町大字旅石 595-1 地先	福岡空港国内線南方面
9	旅石八幡前	糟屋郡須恵町大字旅石 536-1 地先	宇美営業所方面
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

(案)

令和 7 年 9 月 3 0 日

西日本鉄道株式会社	林田 浩一
福岡県公安委員会委員長	〇〇 〇〇
志免町長	世利 良末
須恵町長	平松 秀一
九州運輸局長	日向 弘基

志免町・須恵町内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、志免町・須恵町内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場の名称

別紙「バス停留所一覧表」のとおり。

- 2 1 に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
次の（１）に掲げる運行事業者が（２）に掲げる事業形態により行う（３）に掲げる事業の用に供するものとする。

- （１） 運行事業者
須恵町
- （２） 事業形態
自家用有償旅客運送
- （３） 事業
須恵町営バスの運行

- 3 1 における 2 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

なし。

以上